資料3-5

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
利根川上流域の減災に係る取組

～令和元年度の取組状況～

令和2年5月28日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

1.利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組み

（１）減災対策協議会及び部会の開催経緯
（２）減災のための目標
（３）概ね5年で実施する主な取組
　　（「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定を踏まえた更新について）
（４）令和元年度時点の達成状況（フォローアップ調査結果）
（５）令和元年度の取組内容の概要

１．利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組み

(1)減災対策協議会及び部会の開催経緯

●利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会は、平成28年度から取組みを開始しており、令和2年度は5ヵ年目にあたる。

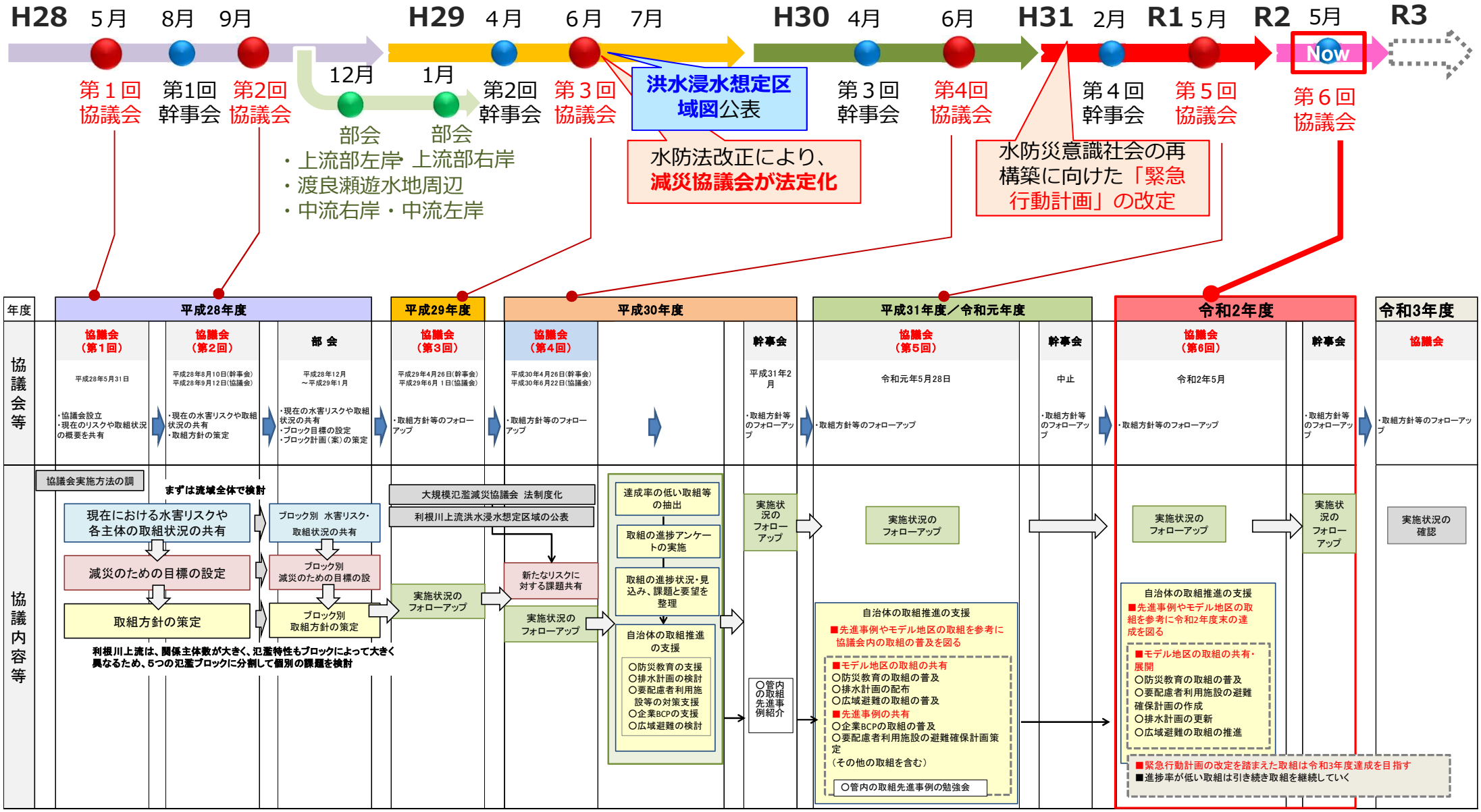

＊現時点の予定であり、変更の可能性がある。

(2)減災のための目標

◆5年間で達成すべき目標

利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

※大規模水害・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ・・・・・・・立退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

◆上記目標達成に向けた3本柱の取組み

利根川等における災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の取組を実施。

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

１．利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組み
(3)概ね5年で実施する主な取組
（51項目＋緊急行動計画の改定を踏まえた６項目）

・令和元年度は当初からの取組51項目に加え、緊急行動計画の改定を踏まえ、当初からの取組への内容追加と新たに6項目を追加しました。

（追）：緊急行動計画の改定を踏まえ追加した取組、
（※）緊急行動計画の改定を踏まえ内容を追加した取組

主な取組方針 ハード対策

A）洪水を河川内で安全に流す対策

⇒ 1.洪水を河川内で安全に流す対策

B）危機管理型ハード対策

⇒ 2.危機管理型ハード対策

C)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

⇒3.雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備
⇒4.簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置
⇒5.防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等
⇒6.河川防災ステーションや避難地盛土の整備（※）
⇒7.水防活動を支援するための水防資機材等の配備
⇒8.庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化
⇒9.対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備
⇒10.排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策

主な取組方針 ソフト対策

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

D）住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知

⇒11.まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
⇒12.越水開始予測情報の提供
⇒13.自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供
⇒14.立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供

E）避難計画、情報伝達方法等の改善

⇒（追）洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）
⇒15.住民等への情報伝達方法の改善
⇒（追）市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
⇒16.リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信
⇒17.避難勧告等の発令基準の改善
⇒18.避難場所・避難経路の再確認と改善（※）
⇒19.避難誘導体制の充実
⇒20.要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進（※）

F）企業防災等に関する事項

⇒21.不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進
⇒22.大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進

G）広域避難を考慮したハザードマップの作成・ 周知等

⇒23.想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表
⇒24.氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定
⇒25.広域避難のための避難場所の確保（※）
⇒26.広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知（※）

１．利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組み
(3)概ね5年で実施する主な取組
（51項目＋緊急行動計画の改定を踏まえた６項目）

（追）：緊急行動計画の改定を踏まえ追加した取組、（※）緊急行動計画の改定を踏まえ内容を追加した取組

主な取組方針 ソフト対策

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

H）避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成

⇒27.避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成（※）
⇒28.タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
⇒29.気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

I）防災教育や防災知識の普及

⇒30.水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置
⇒（追）地域防災力の向上のための人材育成
⇒（追）共助の仕組みの強化
⇒31.水防災に関する説明会や避難訓練の開催（※）
⇒32.教員を対象とした講習会の実施
⇒33.小中学生を対象とした防災教育の実施（※）
⇒34.水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

J）より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

⇒35.河川水位等に係る情報提供
⇒36.河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し
⇒37.水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築
⇒38.効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供
⇒39.水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施
⇒40.水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
⇒41.水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化
⇒42.関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施
⇒43.水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進
⇒44.地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築
⇒45.庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

K）氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用

⇒46.氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置

L）緊急排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施

⇒47.関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
⇒48.関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施

M）BCP（業務継続計画）に関する事項

⇒49.水害時に行政機能を維持するBCPの策定
⇒50.水害に対応した企業BCP策定への支援

N）生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用

⇒51.生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用

O）水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援

⇒（追）水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援

P）適切な土地利用の促進

⇒（追）適切な土地利用の促進

（参考）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

●平成 30 年7月豪雨等、各地で大水害が発生していることを受け、水防災意識社会を再構築する取組みをさらに充実し、加速するため、2020年度目途に取組むべき緊急行動計画を改定。

- **「人的被害のみならず、経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化」**
- **「災害時に実際に行動する主体である住民の取組み強化」、**
- **「洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への取組み強化」**

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

（1）関係機関の連携体制

・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

（2）円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知　等

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了　等

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置　等

（3）被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施　等

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進　等

（4）氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施　等

（5）防災施設の整備等

・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備　等

（6）減災・防災に関する国の支援

・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上　等

(3)概ね5年で実施する主な取組（全51項目）

達成状況

◆当初からの51取組の進捗状況（令和元年度時点の全体総括）

●当初からの51取組について、令和元年度２月末時点の進捗状況を評価しました。

①市区町（55機関）　：**51取組の平均進捗率は78%（H30年度75%から3%増）**

②都県・国他（9機関）：**51取組の平均進捗率は91%　（H30年度88%から3%増）**

（令和元年度に追加した「緊急行動計画の改定」を踏まえて追加した取組は含んでいません）

【１】当初の５１取組			取組数	平成30年 市区町(55) 進捗率の平均	平成30年 都県・国他(9) 進捗率の平均	令和元年 市区町(55) 進捗率の平均	令和元年 都県・国他(9) 進捗率の平均
ハード対策		A）洪水を河川内で安全に流す対策	1	-	100%	-	100%
		B）危機管理型ハード対策	1	-	100%	-	100%
		C）避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	8	87%	88%	91%	88%
ソフト対策	①	D）住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知	4	78%	100%	82%	100%
	①	E）避難計画、情報伝達方法等の改善	6	92%	100%	96%	100%
	①	F）企業防災等に関する事項	2	17%	50%	15%	50%
	①	G）広域避難を考慮したハザードマップの作成・　周知等	4	59%	75%	64%	81%
	①	H）避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	3	55%	85%	62%	89%
	①	Ｉ）防災教育や防災知識の普及	5	84%	90%	88%	95%
	②	Ｊ）より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	11	86%	95%	89%	97%
	③	K）氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用	1	89%	100%	91%	100%
	③	L）緊急排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	2	5%	29%	7%	43%
	③	M）BCP（業務継続計画）に関する事項	2	34%	87%	38%	87%
	③	N）生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	1	96%	100%	96%	100%
全体			51	75%	88%	78%	91%

進捗率(%)＝（●実施済+▲実施中）／（●+▲+○実施予定）×100 とし、
進捗率を50%未満、50%以上80%未満、80%以上で分類し、 市区町(55機関)と都県・国他（９機関）で整理

※進捗率は令和2年2月末時点の評価を基に整理したものを示しています

評価
- 進捗率の平均値が80%以上
- 進捗率の平均値が50%以上80%未満
- 進捗率の平均値が50%未満

(3)概ね5年で実施する主な取組（全51項目）

達成状況

◆当初からの51取組の進捗状況（令和元年度時点の個別評価）

ハード対策（A～C）

①市区町（55機関）　：A,Bは対象外です。Cの8取組の平均進捗率は**91%（H30年度87%から4%増）**

②都県・国他（9機関）：**A,Bが100%（H30年度と同率）、Cが88%（H30年度と同率）**（※No10排水機場の耐水化・・が43%）

主な取組方針 ハード対策			平成30年						令和元年					
			市区町（55機関）			都県他（9機関）			市区町（55機関）			都県他（9機関）		
			●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*
A	1	洪水を河川内で安全に流す対策			対象なし	1	1	100%			対象なし	1	1	100%
B	2	危機管理型ハード対策			対象なし			100%			対象なし	1	1	100%
C	3	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備			対象なし			100%			対象なし	1	1	100%
	4	簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	17	27	63%	6	7	86%	21	27	78%	8	8	100%
	5	防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	52	55	95%			対象なし	52	55	95%			対象なし
	6-1	河川防災ステーションや避難地盛土の整備	9	10	90%	1	1	100%	9	10	90%	1	1	100%
	7	水防活動を支援するための水防資機材等の配備	52	55	95%	6	7	86%	54	55	98%	8	8	100%
	8	庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	44	53	83%	5	5	100%	46	53	87%	3	4	75%
	9	対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備	53	55	96%	6	6	100%	55	55	100%	6	6	100%
	10	排水機場等の耐水化、水門等操作の水圧対策			対象なし	3	7	43%			対象なし	3	7	43%
			平均		87%	平均		88%	平均		91%	平均		88%

進捗率(%)＝（●実施済＋▲実施中）／（●＋▲＋○実施予定）×100 とし、
進捗率を50%未満、50%以上80%未満、80%以上で分類し、 市区町(55機関)と都県・国他（９機関）で整理

※進捗率は令和2年2月末時点の評価を基に整理したものを示しています

評価
- 進捗率の平均値が80%以上
- 進捗率の平均値が50%以上80%未満
- 進捗率の平均値が50%未満

1．利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組み

達成状況

(3)概ね5年で実施する主な取組（全51項目）

◆当初からの51取組の進捗状況（令和元年度時点の個別評価）

ソフト対策（D～F）

①市区町（55機関）　：Eは5取組の平均進捗率は**96%（H30年度92%から4%増）**　DのNo11まるごとまちごとHMが65%、FのNo22大規模工場の避難計画が15%です。

②都県・国他（9機関）：取組機関は少ないですが、**D,E,Fが100%です。**

主な取組方針 ソフト対策			平成30年						令和元年					
			市区町（55機関）			都県他（9機関）			市区町（55機関）			都県他（9機関）		
			●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*
D	11	まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	30	54	56%	1	1	100%	35	54	65%	1	1	100%
	12	越水開始予測情報の提供			対象なし	1	1	100%			対象なし	1	1	100%
	13	自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供			対象なし	1	1	100%			対象なし	1	1	100%
	14	立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
			平均		78%	平均		100%	平均		82%	平均		100%
E	15	住民等への情報伝達方法の改善	55	55	100%			対象なし	55	55	100%			対象なし
	16	リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信			対象なし	1	1	100%			対象なし	2	2	100%
	17	避難勧告等の発令基準の改善	52	55	95%			対象なし	55	55	100%			対象なし
	18-1	避難場所・避難経路の再確認と改善	53	55	96%			対象なし	54	55	98%			対象なし
	19	避難誘導体制の充実	52	55	95%			対象なし	54	55	98%			対象なし
	20-1	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	41	55	75%	1	1	100%	47	55	85%	1	1	100%
			平均		92%	平均		100%	平均		96%	平均		100%
F	21	不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進			対象なし		1	0%			対象なし		1	0%
	22	大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	8	46	17%		1	100%	7	46	15%	1	1	100%
			平均		17%	平均		50%	平均		15%	平均		50%

進捗率(%)＝（●実施済＋▲実施中）／（●＋▲＋○実施予定）×100 とし、
進捗率を50%未満、50%以上80%未満、80%以上で分類し、 市区町(55機関)と都県・国他（９機関）で整理

※進捗率は令和2年2月末時点の評価を基に整理したものを示しています

評価
- 進捗率の平均値が80%以上
- 進捗率の平均値が50%以上80%未満
- 進捗率の平均値が50%未満

(3)概ね5年で実施する主な取組（全51項目）

達成状況

◆当初からの51取組の進捗状況（令和元年度時点の個別評価）

ソフト対策（G～I）

①市区町（55機関）：Iは5取組の平均進捗率は**88%（H30年度から84%から4%増）。G,H**の平均進捗率が60%程度です。
（※No26広域避難を考慮したハザードマップが52%、No32教員を対象とした講習会が58%、No28タイムラインに基づく実践的な訓練が44%です。）

②都県・国他（9機関）：**G,H,Iが80%以上です。**

主な取組方針 ソフト対策

			平成30年						令和元年					
			市区町（55機関）			都県他（9機関）			市区町（55機関）			都県他（9機関）		
			●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*
G	23	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表			対象なし	1	1	100%			対象なし	1	1	100%
	24	氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	28	53	53%	6	8	75%	30	50	60%	6	8	75%
	25-1	広域避難のための避難場所の確保	41	55	75%	3	6	50%	43	54	80%	4	6	67%
	26-1	広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	26	54	48%			対象なし	27	52	52%			対象なし
			平均		59%	平均		75%	平均		64%	平均		81%
H	27-1	避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	43	55	78%	2	2	100%	44	55	80%	2	2	100%
	28	タイムラインに基づく実践的な訓練の実施	17	54	31%	5	9	56%	24	54	44%	6	9	67%
	29	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）			対象なし	1	1	100%			対象なし	1	1	100%
			平均		55%	平均		85%	平均		62%	平均		89%
I	30	水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	55	55	100%	8	8	100%	55	55	100%	8	8	100%
	31-1	水防災に関する説明会や避難訓練の開催	52	55	95%	7	8	88%	52	55	95%	7	8	88%
	32	教員を対象とした講習会の実施	27	55	49%	6	7	86%	32	55	58%	8	8	100%
	33-1	小中学生を対象とした防災教育の実施	44	55	80%	6	8	75%	47	55	85%	8	9	89%
	34	水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	53	55	96%	8	8	100%	55	55	100%	9	9	100%
			平均		84%	平均		90%	平均		88%	平均		95%

進捗率(%)＝（●実施済＋▲実施中）／（●＋▲＋○実施予定）×100 とし、
進捗率を50%未満、50%以上80%未満、80%以上で分類し、 市区町(55機関)と都県・国他（９機関）で整理

※進捗率は令和2年2月末時点の評価を基に整理したものを示しています

評価
- 進捗率の平均値が80%以上
- 進捗率の平均値が50%以上80%未満
- 進捗率の平均値が50%未満

(3)概ね5年で実施する主な取組（全51項目）

達成状況

◆当初からの51取組の進捗状況（令和元年度時点の個別評価）

ソフト対策（J）

①市区町（55機関）：10取組の平均進捗率は**89%（H30年度86%から3%増）**
（※No39洪水に対しリスクが高い区間の共同点検が53%です。）
②都県・国他（9機関）：7取組の平均進捗率は**97%（H30年度95%から2%増）**

主な取組方針 ソフト対策			平成30年						令和元年					
			市区町（55機関）			都県他（9機関）			市区町（55機関）			都県他（9機関）		
			●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*
J	35	河川水位等に係る情報提供	51	55	93%	7	7	100%	54	55	98%	7	7	100%
	36	河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	51	55	93%	1	1	100%	51	55	93%	1	1	100%
	37	水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	50	55	91%	7	7	100%	53	55	96%	7	7	100%
	38	効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供			対象なし	1	1	100%			対象なし	1	1	100%
	39	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	25	53	47%	6	7	86%	28	53	53%	6	6	100%
	40	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	52	55	95%			対象なし	52	55	95%			対象なし
	41	水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	46	55	84%			対象なし	48	55	87%			対象なし
	42	関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施	52	54	96%	8	8	100%	53	55	96%	9	9	100%
	43	水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	53	55	96%			対象なし	53	55	96%			対象なし
	44	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	51	55	93%			対象なし	53	55	96%			対象なし
	45	庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	37	52	71%	4	5	80%	42	52	81%	4	5	80%
			平均		86%	平均		95%	平均		89%	平均		97%

進捗率(%)＝（●実施済＋▲実施中）／（●＋▲＋○実施予定）×100 とし、
進捗率を50%未満、50%以上80%未満、80%以上で分類し、 市区町(55機関)と都県・国他（９機関）で整理

※進捗率は令和2年2月末時点の評価を基に整理したものを示しています

評価
- 進捗率の平均値が80%以上
- 進捗率の平均値が50%以上80%未満
- 進捗率の平均値が50%未満

(3)概ね5年で実施する主な取組（全51項目）

達成状況

◆当初からの51取組の進捗状況（令和元年度時点の個別評価）

ソフト対策（K～N）

①市区町（55機関）：K,Nの進捗率は**90%以上です。**
（※No47緊急排水計画の作成が7%、No48排水訓練の実施が9%、企業の水害BCPが11%です。）
※※No47、N48については、河川事務所の取組を踏まえ、評価の見直しを行う余地があると推定されます。

②都県・国他（9機関）：K,M,Nの平均進捗率は**87～100%です。**
（※No47緊急排水計画の作成が43%、No48排水訓練の実施が43%です。）
※※No47、N48については、河川事務所の取組を踏まえ、評価の見直しを行う余地があると推定されます。

主な取組方針 ソフト対策			平成30年						令和元年					
			市区町（55機関）			都県他（9機関）			市区町（55機関）			都県他（9機関）		
			●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*	●＋▲	●+▲+○	進捗率*
K	46	氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	49	55	89%	7	7	100%	50	55	91%	8	8	100%
L	47	関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	2	55	4%	2	7	29%	3	55	5%	3	7	43%
	48	関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	4	55	7%	2	7	29%	5	55	9%	3	7	43%
			平均		5%	平均		29%	平均		2%	平均		43%
M	49	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	32	54	59%	7	8	88%	35	54	65%	7	8	88%
	50	水害に対応した企業BCP策定への支援	5	54	9%	6	7	86%	6	55	11%	6	7	86%
			平均		34%	平均		87%	平均		38%	平均		87%
N	51	生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	53	55	96%	6	6	100%	53	55	96%	6	6	100%

進捗率(%)＝（●実施済＋▲実施中）／（●＋▲＋○実施予定）×100 とし、
進捗率を50%未満、50%以上80%未満、80%以上で分類し、 市区町(55機関)と都県・国他（９機関）で整理

※進捗率は令和2年2月末時点の評価を基に整理したものを示しています

評価
- 進捗率の平均値が80%以上
- 進捗率の平均値が50%以上80%未満
- 進捗率の平均値が50%未満

(4)令和元年度の取組内容の概要

●令和元年度は、中間時点の平成30年度に行った「取組の進捗状況アンケート調査」の結果を踏まえ、当初からの51取組について、令和2年度達成を目指して進捗率の比較的低い取組を中心に検討を進めている。

H30年度の取組実施状況のフォローアップ

【1】概ね5ヵ年で実施する取組の状況を確認
【2】達成率が比較的低い取組の抽出
【3】**「取組の進捗確認アンケート調査」**を行い、達成率が比較的低い原因の分析、必要な対策の検討
※取組が進まない主な原因 ⇒ 「取組の具体的な進め方が分からない」など
【4】達成率向上に向けた対策の検討

協議会内で先行事例を共有する

１）マッチングの支援
・「先行事例を学ぶ」ための対象取組みの抽出と組合せの検討、勉強会の開催
⇒幹事会の場で８事例の発表とノウハウの共有

事務局がモデルの取組を行い、ノウハウを共有する／検討の基礎データを提供する

２）利根川上流河川事務所の個別取組の支援
①排水作業準備計画（案）の検討
②防災教育の支援（教員・小学生への出前講座等）
③企業BCPの支援（関係機関ヒアリング）
④広域避難計画（利根川中流４県境広域避難協議会）
⑤要配慮者利用施設等の対応支援
（要配慮者利用施設、庁舎、災害拠点病院、大規模工場等の基礎データの提供」

令和元年度の取組実施状況のフォローアップ

協議会内で先行事例を共有する

１）マッチングの支援（H30年度から継続）
・「先行事例を学ぶ」ため幹事会の場で事例紹介と意見交換を実施

２）ポータルサイトの構築と活用
・減災対策協議会の個別取組に関するマニュアルや「先行事例」で作成したデータ（説明資料、検討の進め方、準備品等）

河川事務所が主体となって取り組む基盤整備とソフト対策の推進

３）河川事務所の個別取組の支援その１
①危機管理型水位計・簡易カメラの設置
②河川防災ステーション・水防拠点の整備
③越水開始水位予測情報の提供
④水害対応タイムラインの新様式作成
⑤緊急排水計画案の修正
⑥排水ポンプ車の操作訓練の実施

事務局がモデルの取組を行い、ノウハウを共有する

４）河川事務所の個別取組の支援その２
①要配慮者利用施設の避難計画支援
（行田市、坂東市の講習会プロジェクトの支援）
②防災教育の支援
（教職員・防災リーダーへの講習会、板倉町の小学４年生の学習指導計画等の作成支援）
③広域避難計画の支援
（利根川中流４県境広域避難協議会）

2．令和元年度の利根川上流河川事務所からの支援

(1)マッチング先行事例紹介の支援

・平成30年度幹事会に続き、進捗率が比較的低い取組を中心に、協議会の「先行事例」を紹介してもらうマッチング事例紹介を行います。
・令和元年台風19号の出水規模が大きかったことから、この台風時の対応を検証した事例や水防団の対応状況について紹介していただきます

ニーズの掘り起こし

○検討方法に悩んでしまっている事例の収集

協議会・幹事会でマッチング

先行事例の収集

○先行事例として他の市区町に発信する事例の収集

平成30年度に先行事例紹介の要望があった取組

取組番号	取組項目	事例紹介対象 H30	事例紹介対象 R1
20	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	●	●
26	広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	●	
33	小中学生を対象とした講習	●	●
49	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	●	
11	まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充		●
22	大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進		
45	庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化		
24	氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	●	
27	避難勧告発令に着目したタイムラインの作成		●
50	水害に対応した企業BCP策定への支援		

赤字：R1年度の対象、
青字：H30年度に事例紹介対象となった取組

取組番号	取組項目	自治体名
33	まるごとまちごとハザードマップの取組	熊谷市
45	タイムラインに基づく訓練	野木町
20	要配慮者利用施設の避難確保計画	行田市
20	要配慮者利用施設の避難確保計画	茨城県（坂東市）
33	小学生を対象とした防災教育学習指導計画、副読本作成の取組	板倉町
26	広域避難を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	境市
–	令和元年台風19号を受けての災害対応検証	古河市
–	令和元年台風第19号出水時の水防団の対応	明和町

令和元年度幹事会においてマッチング事例紹介を行う取組

2．令和元年度の利根川上流河川事務所からの支援／（２）個別取組みの支援

2）取組No.3：雨量水位等の観測データ基盤整備（事務所ホームページに追加するポータルサイトを構築）

○「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」の情報ポータルサイトを構築しました。このサイトを閲覧すると、「協議会の取組の概要や個別の取組の事例・活用ツール」と「リアルタイム防災情報」が確認できるようになります。

【1】協議会の取組を支援するコンテンツ

ポータルサイトのトップ画面のイメージ

協議会内の先行事例の内容、作成資料、段取り等を確認できるページ

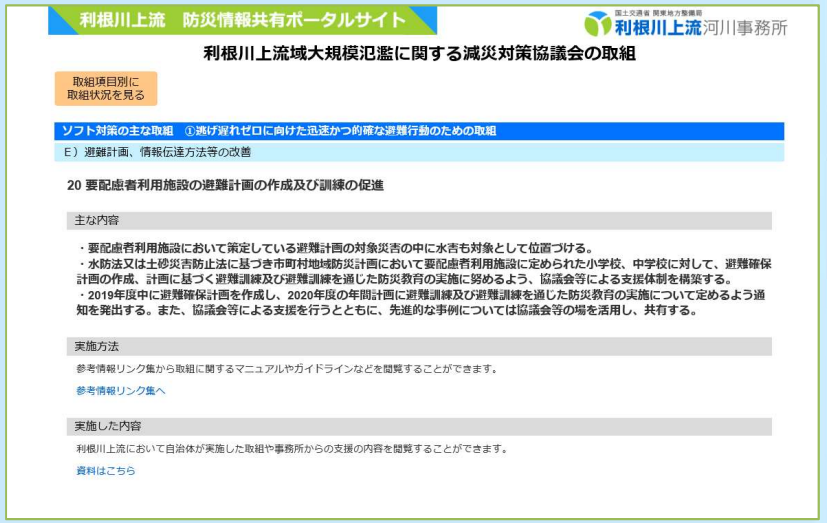

●個別取組の共有・推進に向けた支援（１）

・協議会内の個別取組の先行事例紹介
（例：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会／防災教育指導計画関連資料等）

開催状況と資料を随時更新

●協議会・幹事会等の開催状況

・減災協議会の目的、経緯、構成機関
・減災協議会の資料、議事概要
・最新の情報を**「新着情報」**で随時発信

個別取組を進める際の参考資料のリンク集を用意

●個別取組の共有・推進に向けた支援（２）

・個別取組を進める際のマニュアル・ツールの共有

２）取組No.３：雨量水位等の観測データ基盤整備（事務所ホームページに追加するポータルサイトを構築）

【2】リアルタイム防災情報

○・災害時に自治体職員や水防団、住民が避難・水防活動などの防災行動を行う上で、行動開始等の判断材料となる気象・水位情報を６画面で同時に閲覧できるサイトです。
・タイムラインレベル（平常時、台風発生、降雨開始、水位上昇）に応じて、その時々に見るべき情報を切り替えることができます。

６つの情報を同時に確認することができる便利なサイトです。

表示する情報は選ぶことができます。

- 天気予報（関東）
- 気温(全国)
- 気温(関東)
- 天気図
- 風向・風速(全国)
- 風向・風速(関東)
- 海水温
- 台風情報
- レーダー雨量(全国)
- レーダー雨量(関東)
- 気象警報・注意報(全国)
- 気象警報・注意報(関東)
- 水位断面図
- 雨量の時間変化
- ライブカメラ
- ダム情報

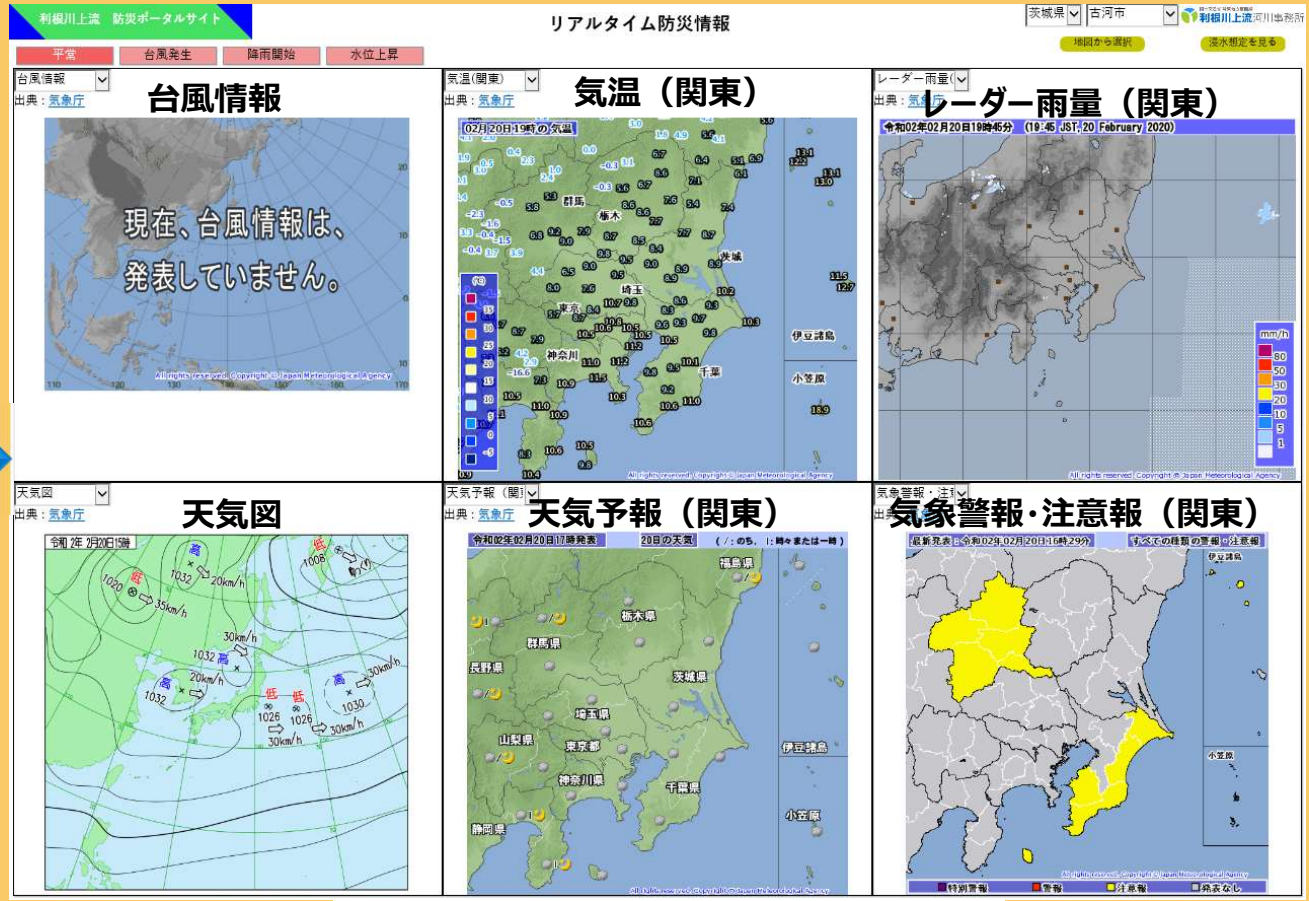

■リアルタイム防災情報の６画面表示イメージ

２）取組No.３：雨量水位等の観測データ基盤整備（事務所ホームページに追加するポータルサイトを構築）

【3】ポータルサイトの公開に向けたスケジュール

○ポータルサイトの公開は令和２年３月に意見照会を行い、同年５月の協議会での周知をしたのち行う予定です。

2月26日（水）～3月10日（水）
ポータルサイト（案）の関係機関向け公開及び意見照会

↓

～4月下旬
意見の集約及びポータルサイトへの反映

↓

5月28日　利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
ポータルサイト修正内容の報告

↓

出水期前　ポータルサイトの一般公開

2）取組No.3、４：危機管理型水位計（設置状況と台風19号の観測結果）及び簡易カメラの設置予定箇所の検討

危機管理型水位計は、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計で、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への普及を促進し、水位観測網の充実を図ることができます。
利根川上流管内では、平成３１年２月迄に41箇所の設置が完了しており、令和元年台風19号出水時には、これらの地点の水位が取得できました。

・以前は、縦断的な時刻水位観測地点が少なかったため、これらの地点間の水位状況等は推定により補間してきましたが、今後は、実測値により直接評価することが可能となりました。
・今後、より精度の高い管理を行っていくため、検証を進めています。

危機管理水位計設置箇所図　＜利根川上流＞

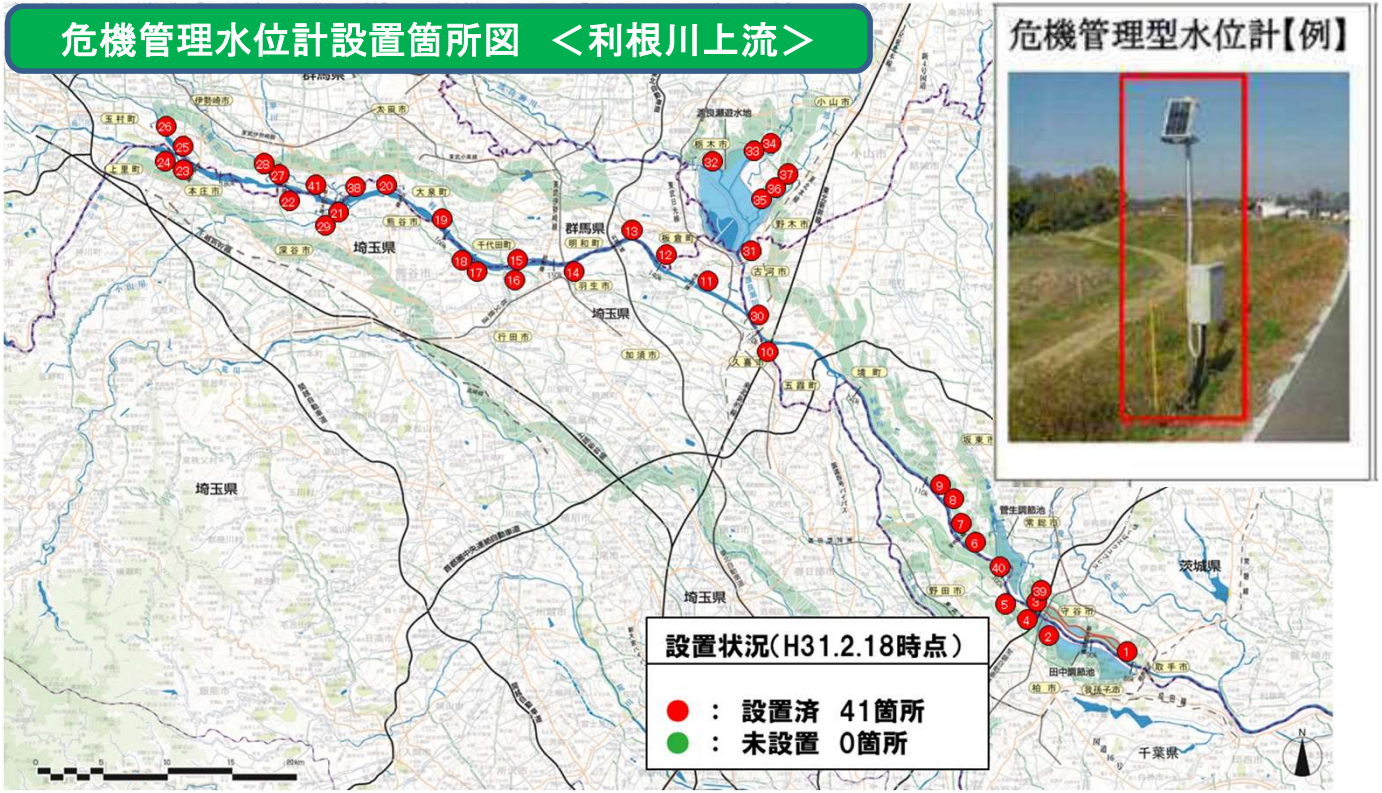

危機管理型水位計【例】

◆利根川左岸104.3k 坂東市むしろ打の観測状況

むしろ打 水位監視CCTV画像（平常時）

むしろ打 水位監視CCTV画像（出水時）

２）取組№6：河川防災ステーションや水防拠点の整備（目吹河川防災ステーション、北川辺水防拠点、部屋防災拠点）

◆河川防災ステーション

○河川防災ステーションは、危機管理対策の一環として、洪水時に水防活動基地、ヘリポート、避難地等としての機能を有すると共に、災害が発生した際には復旧基地となる施設です。また、平常時には河川巡視の中継所やレクリエーション・地域住民の交流の場として活用できる施設です。
利根川上流管内では、3か所の河川防災ステーションが完成しており、現在、目吹河川防災ステーションの整備を進めています。

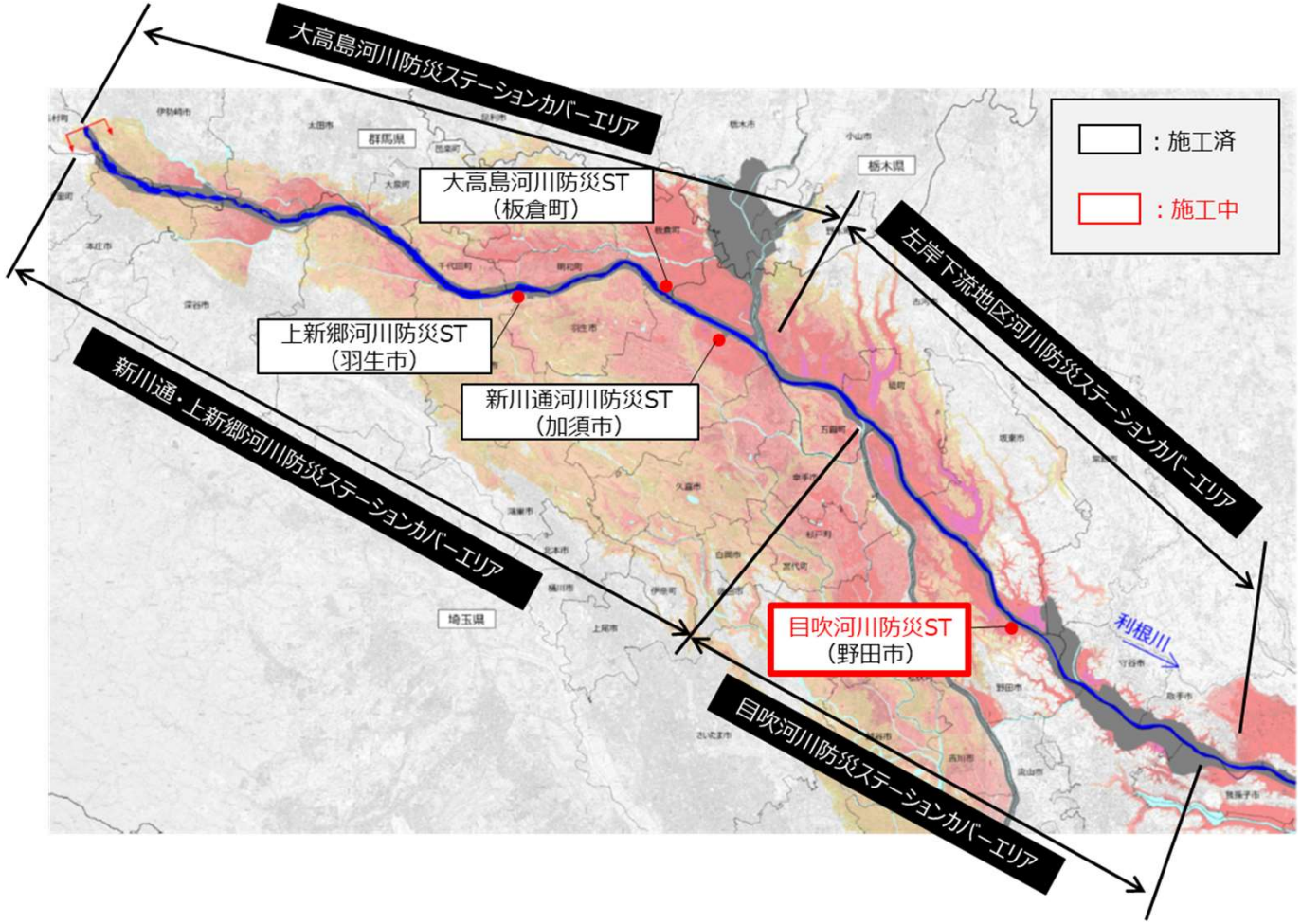

利根川上流管内の河川防災ステーションのカバーエリア

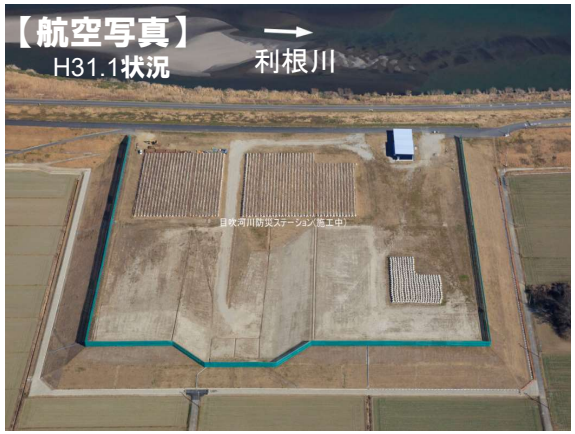

目吹河川防災ステーションでは、資材の備蓄を確保することで、洪水による河川の災害時における緊急復旧活動が可能となります。

目吹河川防災ステーションの現状（H31.1）時点

2）取組No.6：河川防災ステーションや水防拠点の整備（目吹河川防災ステーション、北川辺水防拠点、部屋防災拠点）

◆水防拠点

○水防拠点とは、河川堤防沿いに洪水時にも冠水しない高さに盛土され、緊急復旧活動、資機材備蓄、水防倉庫等のためのスペースを確保し、ヘリポートや車両交換場所等を整備した場所のことです。
利根川上流管内では、現在、北川辺地区と部屋地区において水防拠点の整備を進めています。

利根川上流河川事務所　水防拠点配置図

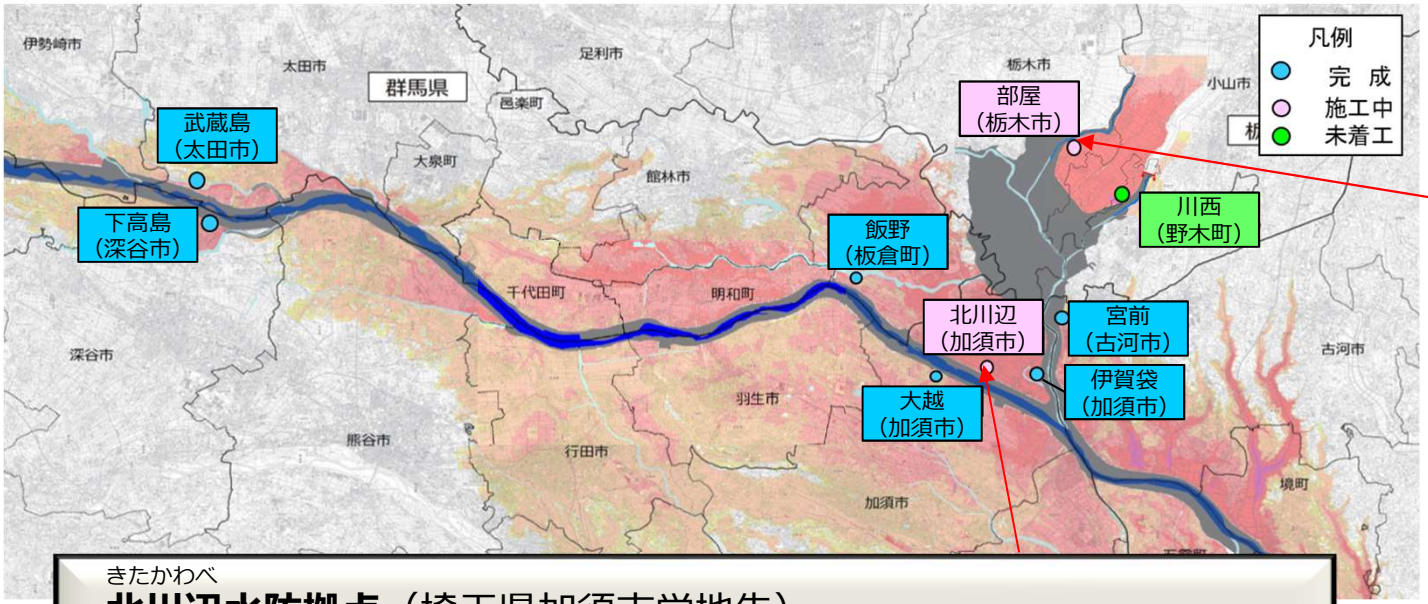

部屋防災拠点（栃木県栃木市藤岡町部屋地先）

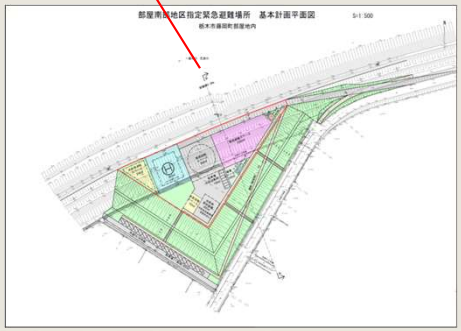

きたかわべ
北川辺水防拠点（埼玉県加須市栄地先）

2）取組No.12：越水開始水位予測情報の提供（令和元年台風19号出水を踏まえたR2の基準水位の見直し）

○令和元年台風19号の出水時に、利根川上流管内の川俣水位観測所（補助）、乙女観測所で計画高水位を超過しました。また、栗橋地点では氾濫危険水位を約10時間超過し、八斗島地点では最高水位が避難判断水位を超過しました。
これらの出水状況を踏まえ、R2年の水防の基準水位を見直しました。

◆R1年台風19号の出水状況

・川俣地点、乙女地点において計画高水位を超過。
・栗橋地点において最高水位9.61mを観測。

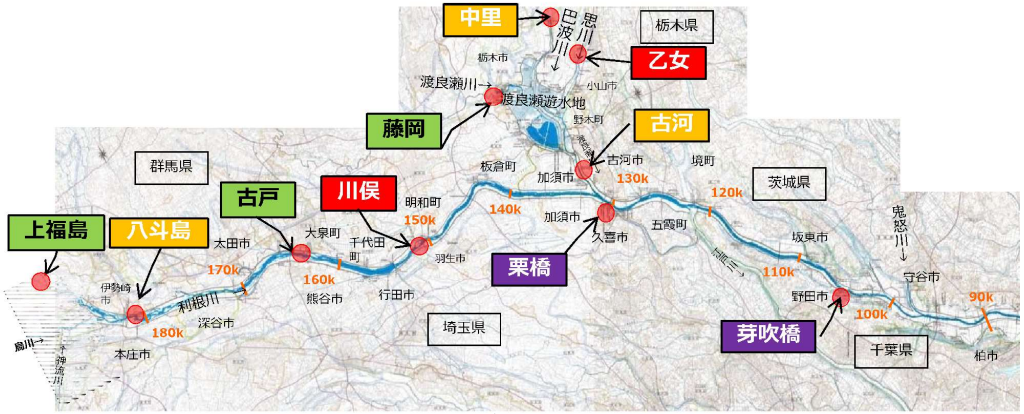

観測所の水位状況

令和元年台風19号の出水で記録した最高水位
青線：超過した基準水位

河川名	観測所名	最高水位		水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画高水位
		月日時	水位（m）	（m）	（m）	（m）	（m）	（m）
利根川	上福島	10/12 23時	8.33	2.50	－	－	－	8.88
	八斗島	10/12 23時	4.07	0.80	1.90	3.90	4.80	5.28
	古 戸	10/13 1時	7.53	1.50	3.50	－	－	7.68
	川 俣	10/13 2時	8.00	1.60	3.20	－	－	7.46
	栗 橋	10/13 3時	9.61	2.70	5.00	8.10	8.90	9.90
	芽吹橋	10/13 10時	7.88	2.00	5.00	7.10	7.70	7.94
渡良瀬川	藤 岡	10/13 6時	7.55	2.60	4.10	－	－	7.84
	古 河	10/13 9時	8.99	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72
思川	乙 女	10/13 1時	9.81	3.00	5.50	7.70	8.70	8.74
巴波川	中 里	10/13 2時	5.27	2.00	2.70	5.10	5.50	5.51

◆R２年基準水位の見直し

○R1年台風19号出水を踏まえ、栗橋地点と乙女地点の水位を見直しました。
・栗橋地点：氾濫危険水位8.9m ⇒ **8.8m**
　　避難判断水位8.1m ⇒ **6.9m**
・乙女地点：避難判断水位7.7m ⇒ **5.7m**

R2基準水位の見直し（案）

河川名	観測所名	R１基準水位				R２基準水位			
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
		（m）	（m）	（m）	（m）	（m）	（m）	（m）	（m）
利根川	八斗島	0.80	1.90	3.90	4.80	0.80	1.90	3.90	4.80
	栗橋	2.70	5.00	8.10	8.90	2.70	5.00	**6.90**	**8.80**
	芽吹橋	2.00	5.00	7.10	7.70	2.00	5.00	7.10	7.70
渡良瀬川	古河	2.70	4.70	8.90	9.70	2.70	4.70	8.90	9.70
思川	乙女	3.00	5.50	7.70	8.70	3.00	5.50	**5.70**	8.70
巴波川	中里	2.00	2.70	5.10	5.50	2.00	2.70	5.10	5.50

3）取組№20：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催

①要配慮者利用施設の避難確保計画作成に関する講習会プロジェクトとして、行田市と坂東市において「要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会」の支援を実施しました。
②これらの先行事例で作成した説明資料と開催の流れに関する資料を今年度構築するポータルサイトに掲載・活用を図ることにより、次年度以降、協議会全体の取組に展開していきたいと考えています。

●水防法の改正（2017.6）による義務化（市町村の地域防災計画に位置付けられた施設の避難確保計画作成）
●水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画（2021年度末目標）

●要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の開催支援

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催支援
行田市（令和元年11月13日）、坂東市（令和2年1月21日）

●協議会への報告・ツールの共有

開催に必要な準備・資料の共有
・開催に必要な準備
（段取り、準備品）
・当日の進行、・説明資料
⇒ポータルサイトに掲載し、各自治体が実施するための参考事例として活用してもらう

説明資料の例

掲載

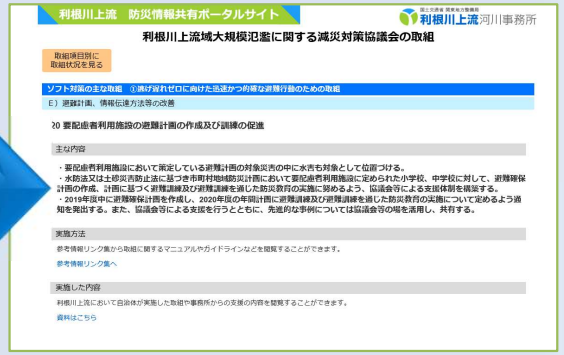

ポータルサイト（構築中）

令和２年度以降に、事例の活用により、協議会全体の達成率向上を図る

3）取組No.20：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会（行田市、坂東市）

行田市、坂東市の関係部署と連携して「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会」の開催を行いました。
講習会では、利根川上流河川事務所および地方気象台より、洪水リスク等の説明を行い、グループ討議を行いながら、実際に避難確保計画の作成作業を行いました。

■目的

- H29年5月の水防法改正により、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化されました。これを受けて、関係市区町の計画策定を促進していきます。

＜開催概要＞
日　時：令和元年11月13日（水）13：30～16：00
場　所：行田グリーンアリーナ　２階研修室
参加者：行田市の要配慮者利用施設の管理者等、51施設56名
見学者：協議会関係市区町より12名

講習会の開催状況1
（市からの説明の様子）

講習会の開催状況
（グループ作業の様子）

＜開催概要＞
日　時：令和２年1月21日（火）13：30～16：00
場　所：坂東市役所　多目的ホール
参加者：坂東市の要配慮者利用施設の管理者等、37施設25名
見学者：茨城県関係市より　2名機関5名

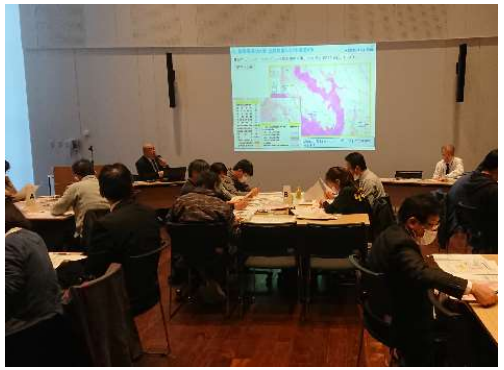

講習会の開催状況
（市からの説明の様子）

講習会の開催状況
（グループ作業の様子）

3）取組№20：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会（行田市、坂東市）

成果

- 講習会に参加した要配慮者利用施設については、避難確保計画の必要性を理解していただき、具体的に、避難確保計画の作成を進めることができた。
- 行田市の質疑応答では、要配慮者施設関係者より、避難所に対する具体的な要望等の意見がだされ、関係者による情報共有の場となった。
- 坂東市の開催時には茨城県からの積極的な協力支援が得られ、今後の取組推進に向けて実効性のある関係構築ができた。
- 近隣自治体より、見学参加があり、要配慮者利用施設の避難確保計画作成について、意識の向上が図られた。

- 今回の講習会の情報を関係市区町で共有し、要配慮者施設の避難確保計画の作成作業、訓練の実施を推進していく。

主な質問	回答
緊急速報メールで、行田市内に浸水被害があったという情報は流れたのか。	浸水被害があったという情報は流れていないが、警戒レベルの情報は流して、注意喚起を行った。
避難所側の受入れ体制が整っていれば、施設から避難させることに専念して人員を割けるのだが、受入れ体制はどのようになっているのか。	市の職員が、各避難所に数名配置することとなっているが、職員だけでは手が回らない事が考えられるため、その際は地域の方々に力を借りて受入れをしていけるよう、自主防災組織との協力体制の構築に努めたいと考えている。
高齢者等が利用する際、避難所に指定されている施設の設備が非常に重要となる。その為、エレベーターが使えるか等の設備状況を、避難所一覧に情報として加えて頂きたい。	情報を追加します。
避難所の受入れ人数の状況は、どのように確認したら良いのか。	ホームページには掲載しているが、繋がり難いことがあるため、メール等でも配信して行きたいと考えている。
今まで、垂直避難（上層階への避難）を考えていたが、今後、立ち退き避難を検討しようと思う。その場合、避難先の施設に了解をとる必要はあるか。	避難先施設が決まっていれば、個別に施設に相談してください。まだ、避難先が決まっていないのであれば、一緒に考えていきましょう。避難先施設との調整等を行います。

４）取組№25：広域避難を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定

利根川中流県境地域協議会の取組経緯

- 「利根川中流４県境広域避難協議会」は、利根川氾濫時において流域自治体からの“逃げ遅れゼロ”の実現を目標に、国と利根川中流の５市町が一体となって、自治体の枠を越えた広域避難のあり方について検討してきました。

対象：広域避難に関する意識が高い先行地区の5自治体
- 加須市（北川辺地域）、板倉町、古河市、境町、坂東市
- 利根川上流河川事務所
- H31から館林市、佐野市が加入

アドバイザー：東京大学大学院　片田特任教授

オブザーバー：栃木市、野木町
群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、気象庁

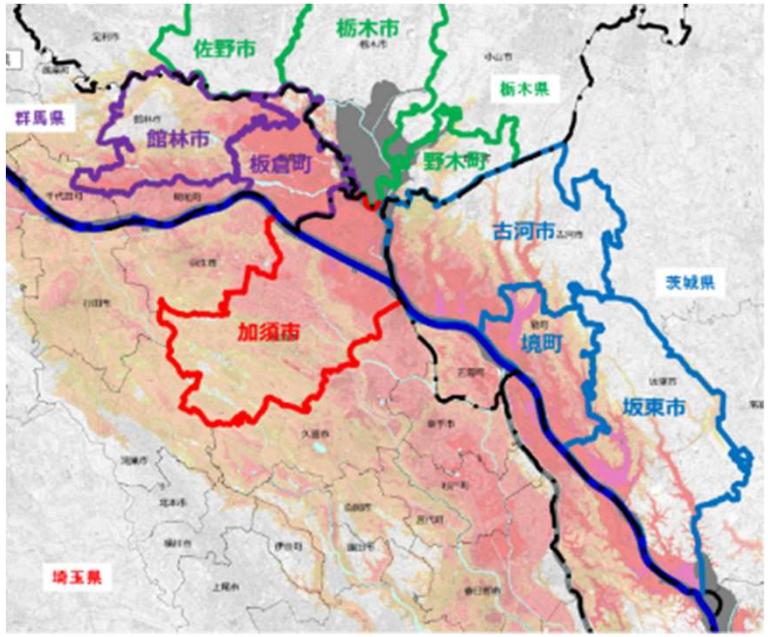

《協議内容》
◎広域避難実現に向け、各市町の枠を越えて地域全体で検討すべき内容に関する意見交換、協議
◎各市町の取組み内容、課題等についての報告

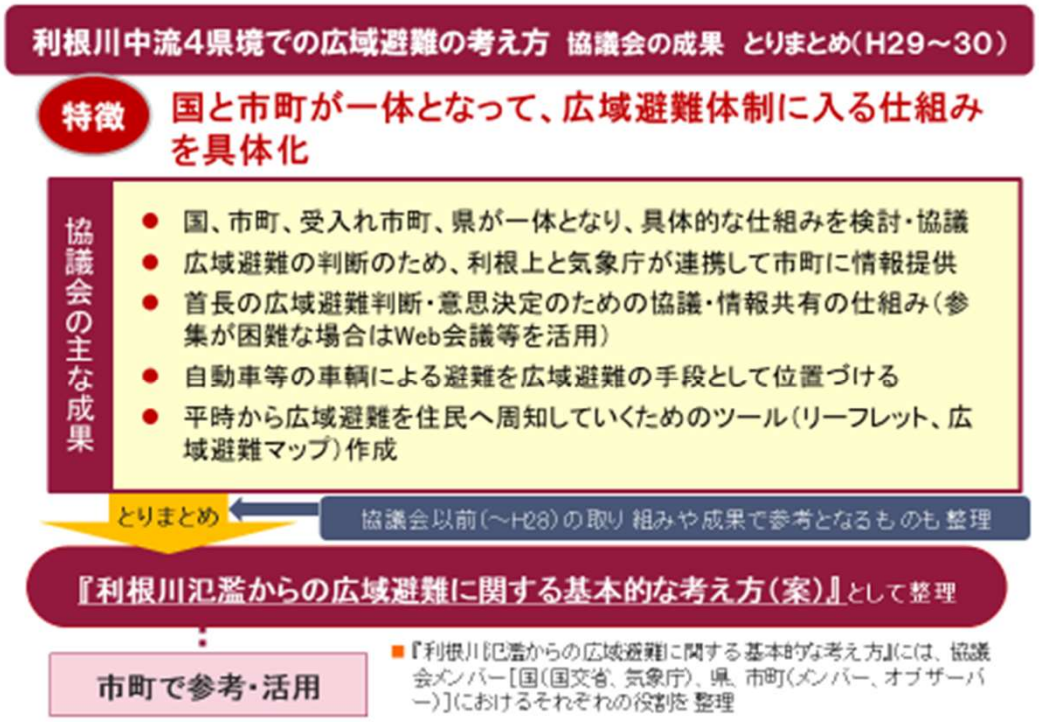

４）取組№25：広域避難を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定

利根川中流県境地域協議会の開催（令和元年11月11日）

- 令和元年度は、協議会を11月11日に開催しました。
- 令和元年台風第19号による大雨の際、当該地域では初めて広域避難が実施され、首長らからは当日の災害対応や避難状況、課題等について報告がありました。これまでの協議会の取組により一定の成果が見られた一方で、新たな課題も見えており、それらをふまえた今後の議論や検討の方向性について話し合いました。
- また、河川管理者と気象庁からは、当時の気象状況と出水状況の報告、アドバイザーの片田教授からは、激甚化・広域化する豪雨災害からみる防災の課題について話題提供いただきました。

【日時】令和元年11月11日（月）13:30～15:30
【会場】加須市役所北川辺支所　２Ｆ会議室
【出席】アドバイザー
東京大学大学院 片田特任教授
メンバー
板倉町長、加須市長、古河市長(代理)、
境町長、坂東市長(代理)、館林市長(代理)、
佐野市長(代理)、利根川上流河川事務所長、
オブザーバー
気象庁、群馬県、埼玉県、茨城県、栃木県、
野木町長、栃木市長

会場の様子

境町 橋本町長

加須市 大橋市長

板倉町 栗原町長

片田特任教授

利根上 三橋所長

東京管区気象台
小野沢防災調整官

４）取組№25：広域避難を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定

台風19号での対応を踏まえた広域避難体制の課題と方針

項目	振り返り	今後の課題
広域避難の意思決定方法について	●広域避難の実施を参集して判断する計画であったが、参集等に関わる情報提供を実施した時点（10月12日13:30～14:00）では、各市町が既に避難所開設、住民対応等に追われており、**参集が現実的には困難な状況**であった。	●テレビ会議等での迅速な情報共有、協議の仕組みが必要 ●気象庁の台風情報、気象情報等を踏まえた、より早い段階での協議開始等（協議開始の情報）発表の検討や、発表基準の明確化による協議なしでの発表の検討
広域避難開始のタイミングについて	●台風１９号では**水位上昇が早く、計画どおりの避難呼びかけができなかった**	●広域避難情報を周知する方法、タイミングの再検討が必要
広域避難勧告・指示の判断のための情報と方法	●今回の広域避難の対応では、市町-河川事務所間のホットラインが広域避難等の判断に大きく影響を与えていた。	●市町が主体的に情報を把握し、広域避難勧告等、各種判断するための情報の拡充が必要
広域避難時の混雑等について	●暴雨風により広域避難が困難な状況にあった。 ●多くの人が避難行動を行ったことから、渋滞や混雑が見られた。	●夜間での水位上昇が予測される場合には、より早い段階での避難情報等の伝達の判断が必要。 ●状況が深刻になる前に、多くの住民にいかに広域避難させるか、が重要（住民主体での避難判断のための避難勧告以外の状況情報をいかに出していくか）。

■協議会今後の予定

利根川中流県境地域協議会の取組で得られた
広域避難の基本的な考え方や令和元年台風19号出水時の広域避難の課題を踏まえ、
令和２年度以降に、利根川上流域減災対策協議会の取組の参考としていきます。

2．令和元年度の利根川上流河川事務所からの支援／（２）個別取組みの支援
５）取組№27,28：タイムラインの作成と実践的な訓練の検討

○水害対応タイムラインは、「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」として、平成27年度までに計画規模の浸水想定区域内の市町を中心に作成されています。
○今年度、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に対応するため、様式の見直しを行いました。
　この様式に沿って、令和２年度の出水期までに整備を行い、今後の洪水対応に活用していきたいと考えています。

◆主な変更点
①平成30年7月西日本豪雨の被害を受けて、運用が始まっている**「警戒レベル」に関連する避難情報の追記・避難行動の見直し**
　（警戒レベル３で高齢者等は避難、警戒レベル４で全員避難、警戒レベル相当情報の追記）
②気象・水象情報：**見直しされたR2基準水位の反映、水位レベルの追記**
③利根川等の沿川市町に加え、**非沿川市区町への氾濫水の想定到達時間（目安）**を参考情報として追加

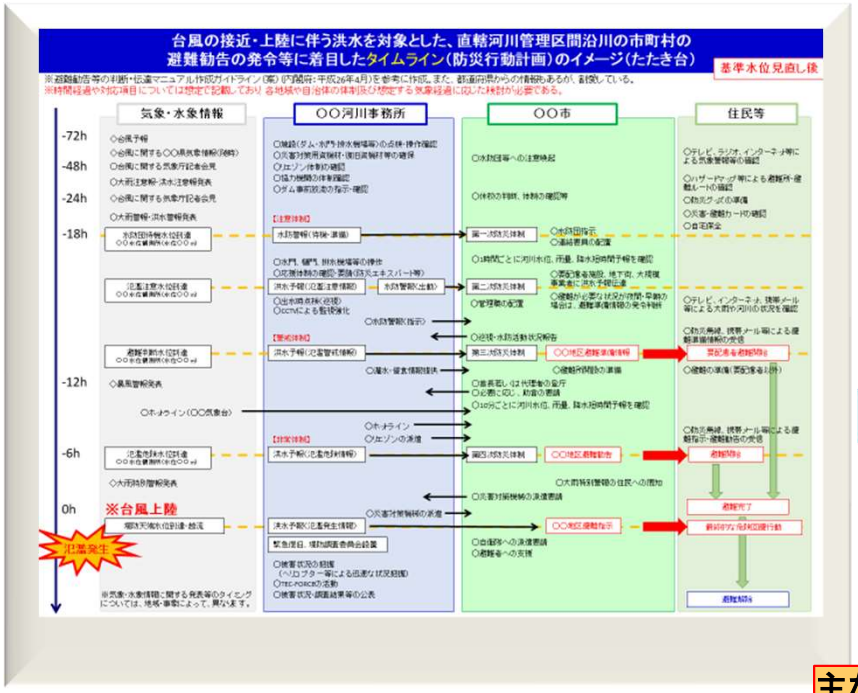

現状の水害対応タイムライン（平成27年度版）

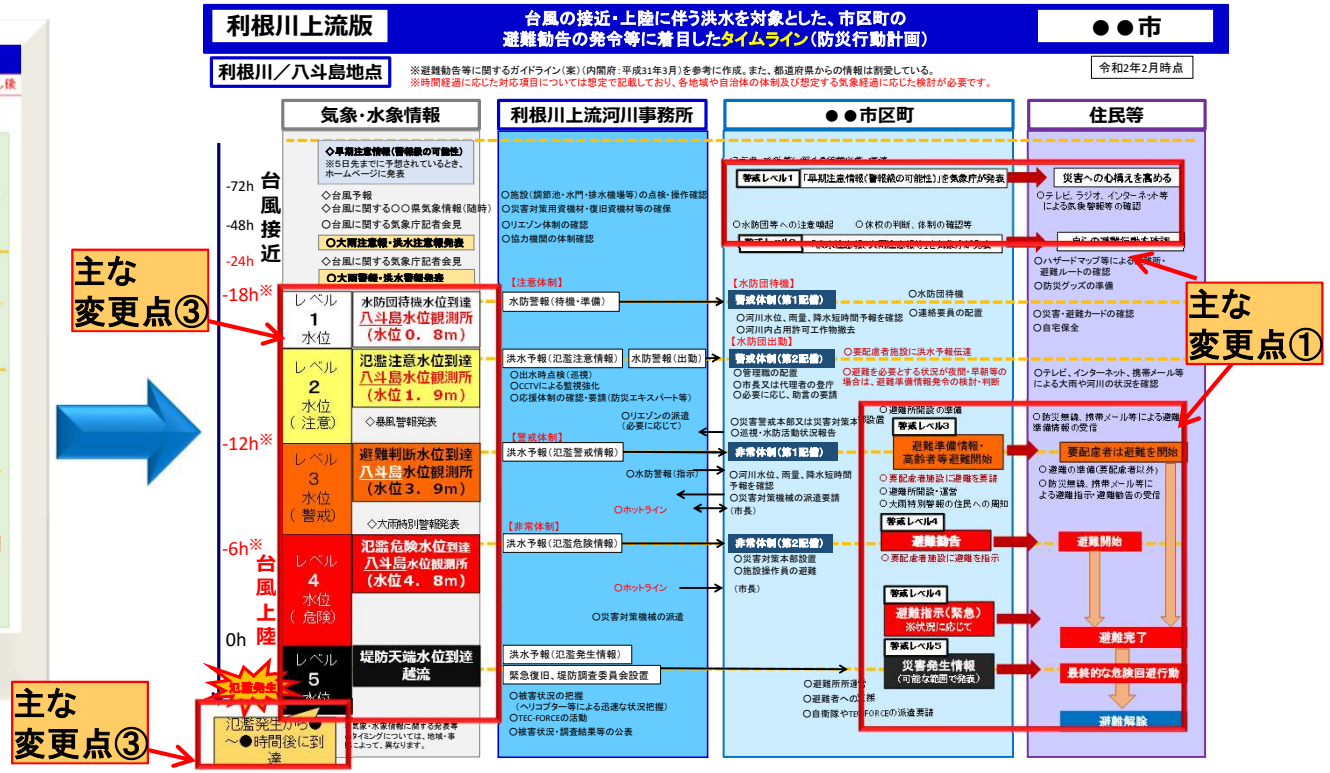

水害対応タイムラインの新様式案（令和元年度版）

６）取組№31,32： 防災教育や防災知識の普及の取組／概要

○令和元年度の防災教育や防災知識の普及の取組としては、「防災教育研修会等の開催支援（出前講座）」、「防災教育の教材の作成支援」を行いました。
○出前講座については、要望を踏まえ適宜実施していきます。
○防災教育の教材として作成した、「防災教育指導計画・発問計画・板書計画」、「マイタイムラインノート（利根川上流管内沿川28市町）」については、別途構築を進めているポータルサイトにて公開し、活用していただく予定です。

●防災教育研修会等の開催支援

- 教職員等の研修会の開催支援（板倉町、加須市）
- 小学生の水防学校の開催支援（板倉町）
- 地域の防災リーダー・自主防災組織への出前講座の開催支援（久喜市、栃木市）

●防災教育の教材の作成支援

- 新学習指導要領に対応した防災教育指導計画、発問計画・板書計画、副読本の作成支援
（板倉町：小学校第４学年社会科）
- マイタイムラインノートの作成
（利根川上流管内沿川28市町分）

●協議会への報告・ツールの共有

開催に必要な準備・資料の共有
・開催に必要な準備（段取り、準備品）、当日の進行資料、説明資料
⇒ポータルサイトに掲載し、各自治体が実施するための参考事例として活用してもらう

教材の例

掲載

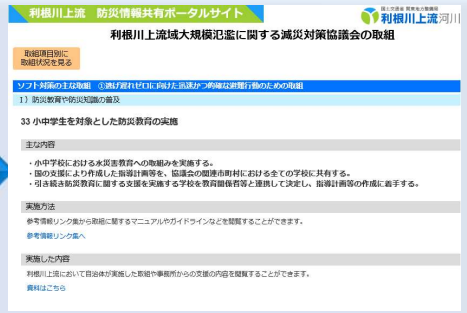

ポータルサイト（構築中）

令和2年度以降に、事例の活用により、協議会全体の達成率向上を図る

６）取組№31,32： 防災教育や防災知識の普及の取組／教員を対象とした講習会の実施

○防災教育や防災知識の普及の取組（大人向け）として、利根川上流河川事務所職員が講師となり、「教職員等の研修会の開催支援（板倉町、加須市）」、「地域の防災リーダーを対象とする出前講座」を５回実施しました。

開催日	対象者	受講者数	主な内容
R1/7/24	久喜市栗橋地区自主防災組織	約35名	マイタイムラインの作成について
R1/7/30	栃木市防災リーダー研修	約50名	マイタイムラインの作成について
R1/8/6	板倉町教員	約100名	板倉町に関わる水害の歴史や対策等
R1/8/22	加須市教員・PTA	約60名	・降雨体験車、自然災害体験車による体験 ・カスリーン台風時の被害状況 ・洪水時における速やかな避難行動の重要性
R1/10/7	久喜市伊坂五丁目自治会	約56名	・洪水・内水から身を守るための備え、心構え。洪水災害情報の収集、避難勧告が出た場合の対処。 ・栗橋の堤防強化工事状況、完成時期、特徴、構造、整備箇所等

栗橋地区自主防災組織

栃木市防災リーダー研修

板倉町教員研修

加須市教員・PTAの研修
（降雨体験車）

久喜市伊坂5丁目自治会の研修

６）取組№31,32：防災教育や防災知識の普及の取組／小学生を対象とした防災教育指導計画等の検討

利根川上流河川事務所は、「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組の一環として、板倉町及び板倉町立板倉東小学校の協力を得て、第４学年社会科の単元「自然災害からくらしを守る」の学習指導計画（案）に沿って、「河川に関わる資料」を付した『防災教育学習指導計画（案）』、副読本等の作成を支援しました。

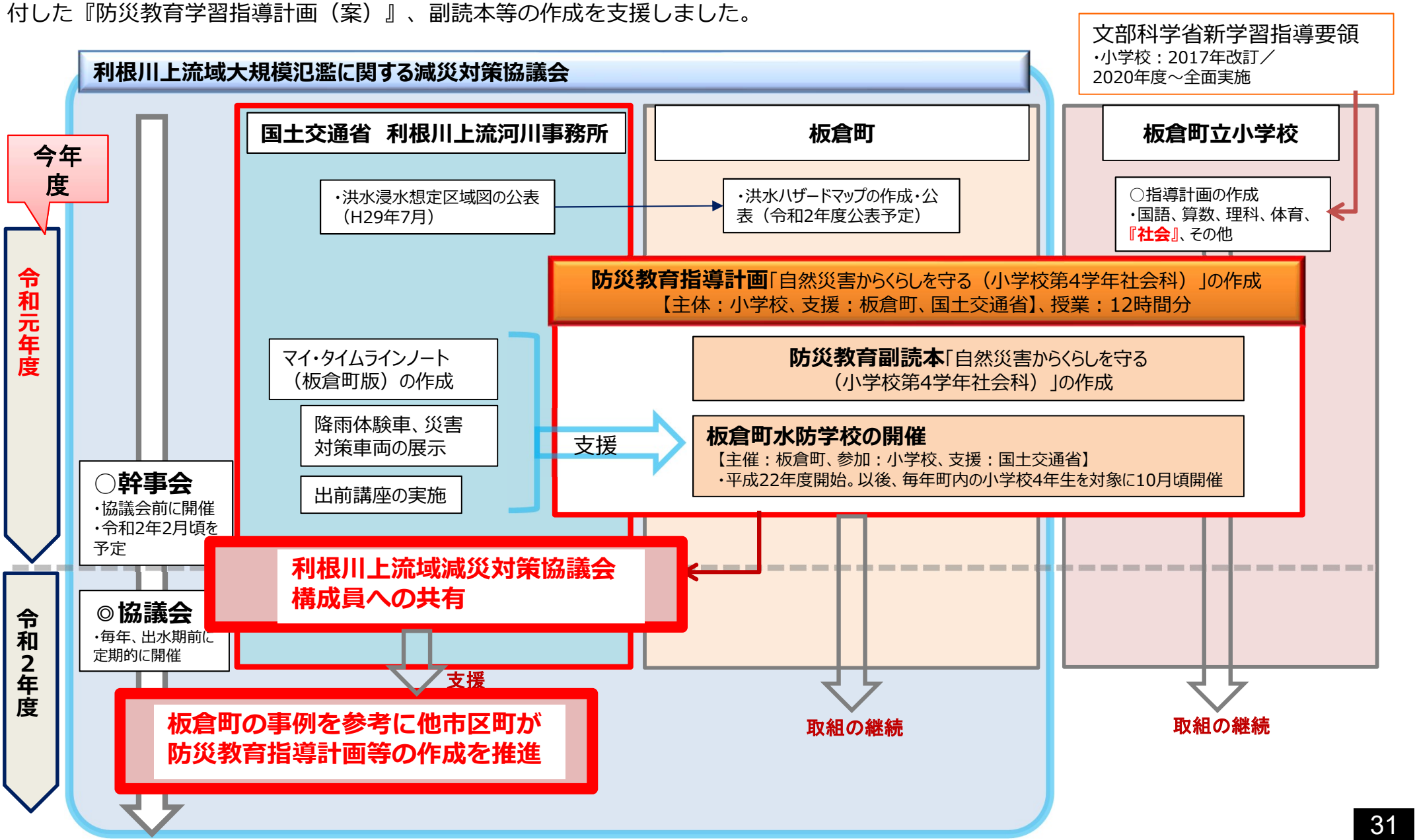

６）取組№31,32： 防災教育や防災知識の普及の取組／小学生を対象とした防災教育指導計画等の検討

◆小学校4年生を対象とした「防災教育学習指導計画」作成の支援

・文科省による新学習指導要綱の改訂により、社会科の単元「自然災害から人々を守る活動」が小学校第4学年の内容に移行されました。

・これに伴い板倉町では、この単元の中で、年間12時限の防災学習指導計画の検討を進めており、利根川上流河川事務所では、河川防災の視点より、「防災教育指導計画（案）・解説書」等の作成を支援しました。

各時間の小単元とねらいを記載

授業における先生と生徒の想定問答をを記載

授業で用いる図面、写真（解説）を記載

4.1 （1／12）自然災害から人々を守る活動

防災教育学習指導計画（案）「自然災害からくらしを守る（小学校 第４学年 社会科）」

学習指導計画（案）作成：板倉町立板倉東小学校
追記：国土交通省 利根川上流河川事務所

時限	小単元	ねらい
1／12	「自然災害から人々を守る活動」	・過去に板倉町（群馬県）で大きな災害となったカスリーン台風や茨城県の水害について取り上げることにより、より身近で喫緊の課題として捉え、追究しようとする意欲を高めることができるようにする

過程	子供の活動（◆主な学習活動、・子供の反応、内容）	河川に関わる資料	備考
つかむ	◆１：過去の自然災害の写真を見て、どんな災害だったのか想像してみる。 ☆カスリーン台風の写真 ・家が１階屋根あたりまで水につかっている。 ・歩くのが大変そう。 ☆茨城県常総市の写真 ・水が茶色い。 ・道路がない。 ・川の右側の方がひどい ◆２：もしも、利根川や渡良瀬川の堤防が壊れたらどうなるのでしょう。 ☆自宅や自分たちの地域はどうなるのかな。 ・板倉町の低いところは水浸しになる。低い家は水に浸かる。 ☆町や国の人たちはどうするのかな。 ・市民へ情報を伝える ・壊れた堤防を工事で直す ・避難誘導を行う　等 ☆家の人や自分はどうするかな。 ・逃げる。避難する。	水害写真１（昭和 22 年カスリーン台風：利根川の決壊）（参照：防災教育学習指導計画（案）解説、p1） (1)利根川沿川の浸水 堤防決壊箇所 渡良瀬川（わたらせがわ） 利根川（とねがわ） 堤防決壊箇所 ・豪雨により、利根川や渡良瀬川では異常な水位上昇となり、複数個所で堤防が決壊しました。 (2)利根川の破堤箇所（現加須市） 川からあふれた水 堤防が壊れた箇所 利根川 ・利根川では異常な水位上昇となり、延長 1300m にわたって溢れ出し、溢れた水によって堤防が徐々に破壊され、約 350m に亘って決壊しました。 (3)利根川の堤防決壊による浸水区域 堤防決壊箇所 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 ・利根川から氾濫した水は埼玉県東部を水没させた後、東京都の葛飾区や江戸川区、足立区まで到達しました。 (4) 板倉町海老瀬地先の東武鉄道の被災状況 (5)栃木県足利市の浸水被害 (6)栗橋町（現久喜市）の浸水 ・川からあふれた水は、膨大な土砂と共に流れ出し、多くの人命と財産が失われました。	対象学年 第４学年

防災教育学習指導計画　本編の例（小学校第4学年社会科、自然災害から人々を守る活動）

６）取組№31,32： 防災教育や防災知識の普及の取組／小学生を対象とした防災教育指導計画等の検討

■発問計画・板書計画

・指導計画を基に、授業における発問・板書計画を作成しました。

指導計画本編を元に、授業における先生の問いかけと生徒の回答の想定問答を詳しく記載

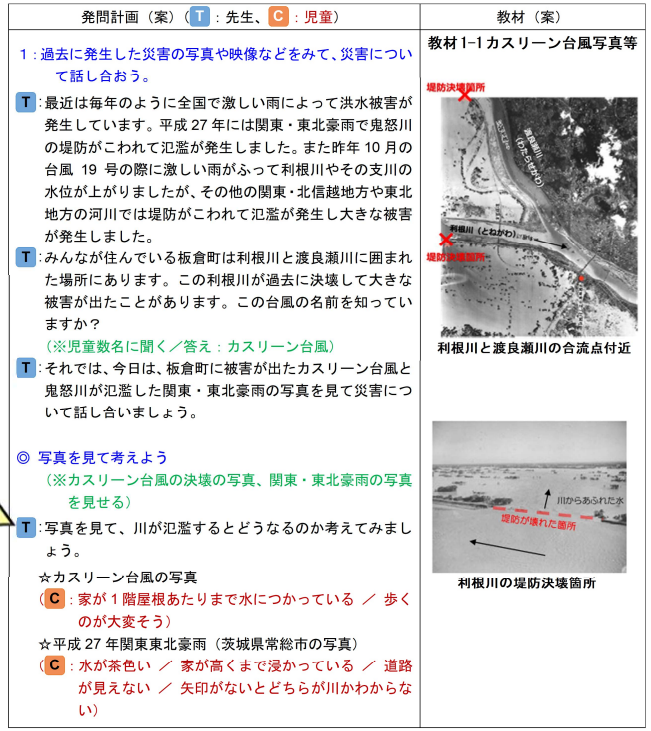

発問計画（案）（T：先生、C：児童）

1：過去に発生した災害の写真や映像などをみて、災害について話し合おう。

T：最近は毎年のように全国で激しい雨によって洪水被害が発生しています。平成 27 年には関東・東北豪雨で鬼怒川の堤防がこわれて氾濫が発生しました。また昨年 10 月の台風 19 号の際に激しい雨がふって利根川やその支川の水位が上がりましたが、その他の関東・北信越地方や東北地方の河川では堤防がこわれて氾濫が発生し大きな被害が発生しました。

T：みんなが住んでいる板倉町は利根川と渡良瀬川に囲まれた場所にあります。この利根川が過去に決壊して大きな被害が出たことがあります。この台風の名前を知っていますか？

（※児童数名に聞く／答え：カスリーン台風）

T：それでは、今日は、板倉町に被害が出たカスリーン台風と鬼怒川が氾濫した関東・東北豪雨の写真を見て災害について話し合いましょう。

◎ 写真を見て考えよう

（※カスリーン台風の決壊の写真、関東・東北豪雨の写真を見せる）

T：写真を見て、川が氾濫するとどうなるのか考えてみましょう。

☆カスリーン台風の写真

（C：家が１階屋根あたりまで水につかっている ／ 歩くのが大変そう）

☆平成 27 年関東東北豪雨（茨城県常総市の写真）

（C：水が茶色い ／ 家が高くまで浸かっている ／ 道路が見えない ／ 矢印がないとどちらが川かわからない）

教材（案）

教材 1-1 カスリーン台風写真等

堤防決壊箇所

利根川

利根川（とねがわ）

堤防決壊箇所

利根川と渡良瀬川の合流点付近

川からあふれた水

堤防が壊れた箇所

利根川の堤防決壊箇所

【発問計画のイメージ】

指導計画本編を元に、授業で用いる図、写真の黒板レイアウト案を記載

【板書計画】

◆過去に発生した自然災害について、写真を見て話しあいましょう

★利根川が決壊した〇〇台風の写真、図

★鬼怒川が決壊した洪水の写真

利根川と渡良瀬川の合流点付近

利根川の堤防決壊箇所

氾濫によって浸水した範囲

鬼怒川の堤防決壊箇所

被災した集武鉄道（板倉町）

浸水被害状況（足利市）

浸水被害状況（久喜市）

浸水被害状況（常総市）

【板書計画のイメージ】

■指導計画（案）解説編

・利根川の流域概要や、洪水年表、洪水時の写真、図・表などを整理した本編の基礎資料を用意しました。

利根川流域のダムや遊水地などの洪水調節施設について、位置や諸元等の基礎的な情報を示しています

令和元年10月出水時の状況写真や洪水調節施設の効果等を示しています

しており、首都圏さらには日本の政治・経済・文化を支える重要な河川です。また、流域内には、関越自動車道、東北縦貫自動車道、常磐自動車道等の高速道路及び東北、上越、北陸新幹線等があり、国土の基幹をなす交通施設の要衝となっています。

参照：流域及び河川の概要（基本方針）（利根上流河川事務所）

：利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（国土交通省関東地方整備局、H29.9）

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000017.html

：利根川ダム統合管理事務所 HP http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/tonedamu_index001.html

（2）遊水地・ダム（洪水調節施設）

渡良瀬遊水地

渡良瀬川

菅生調節池

稲戸井調節池

田中調節池

利根川

藤原ダム

矢木沢ダム

【解説】

利根川の上流域には８ダム、渡良瀬川流域に１ダム、鬼怒川流域に２ダムが完成し、中流域に１遊水地、３調節池があり、これら利根川の施設の洪水調節により、利根川、そして江戸川の水位低減が図られています。また、ダムや遊水地は、洪水調節といった治水だけでなく、農業用水や水道水、工業用水及び発電等にも利用されています。

中流遊水地・調節池

利根川中流部には、洪水を一時的にため込んで下流に流れる洪水の量を減らすためのの施設として、渡良瀬遊水地、菅生調節池、稲戸井調節池、田中調節池の整備が進められています。

【令和元年年 10 月 台風 19 号】

渡良瀬遊水地

埼玉県加須市

茨城県古河市

埼玉県久喜市

以下の写真は、利根川の監視のために設置されているライブカメラの写真です。左側が平常時、右側が台風 19 号により増水している時の写真です。

栗橋（利根川：埼玉県久喜市栗橋）

2018-02-07 10:21:00

利根川水系 利根川 右岸 130.8k

芽吹橋（利根川：千葉県野田市目芽）

【指導計画解説編のイメージ】

７）取組No.47：排水作業準備計画（案）に関する検討

利根川上流域の大規模氾濫を想定した排水作業準備計画（案）の検討

利根川上流管内の「氾濫水の排水、施設運用に関する事項」の取組については、浸水域が広いため、関係する機関、自治体が共同で排水作業準備計画（案）を作成することとしています。
利根川上流域の大規模氾濫を想定した排水作業準備計画（案）」としてとりまとめるにあたり、関係機関を対象とした意見照会を行った結果を踏まえ、修正を行いました。

主なご意見
- 排水ポンプ車待機候補箇所の追加案
- アクセスルートの修正案　等

主な修正点
- 排水ポンプ車が通行不可と思われるアクセスルートについて精査　※下図参照
- 排水ポンプ車待機候補箇所として道の駅「かぞわたらせ」を追加
- その他　排水施設管理者の連絡先の修正　等

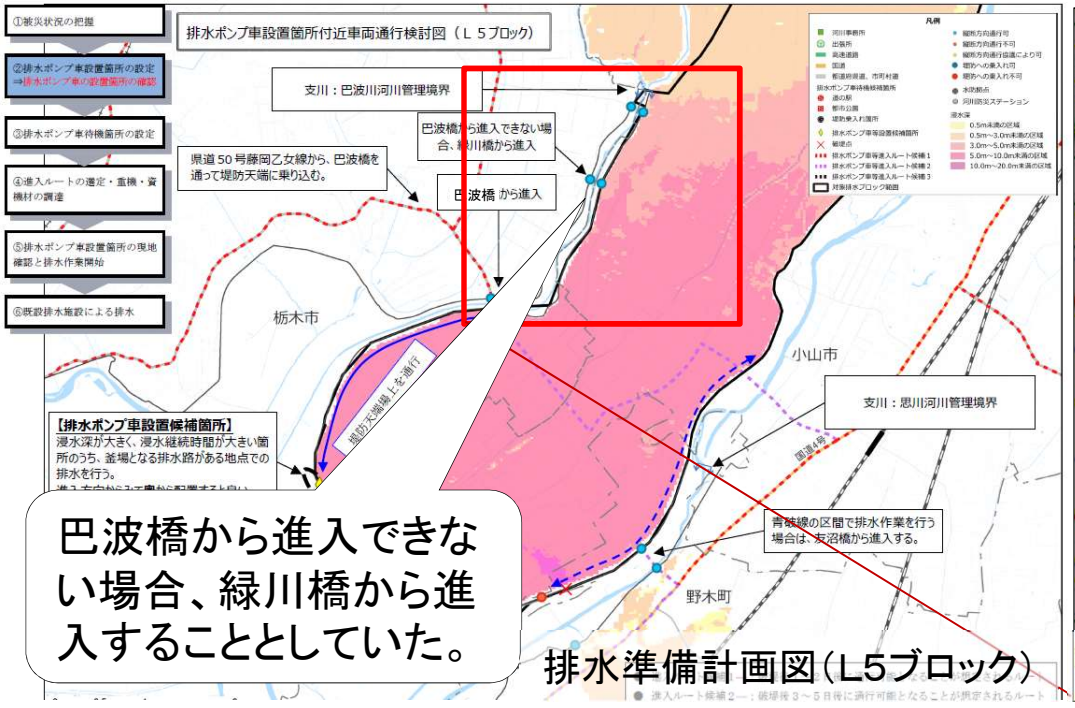

巴波橋から進入できない場合、緑川橋から進入することとしていた。

排水準備計画図（L5ブロック）

周辺道路幅が、狭く緑川橋から堤防天端への進入は不可
⇒昇明橋からの進入に修正

緑川橋周辺の道路幅員図

７）取組No.47：排水作業準備計画（案）に関する検討

■ 排水作業準備計画（案）の追加検討

台風第19号時の排水作業を振り返ると、破堤地点や浸水範囲の状況把握、道路通行止めの影響を考慮した適切なアクセスルートの判断など、共通する課題が挙げられました。

⇒令和元年度はこれらの課題に対応するため排水作業準備計画（案）の精査、見直しを図りました。

主な課題

	想定される問題	課題
①	特に夜間の場合は、氾濫状況の把握が難しい。	状況が分かり次第すぐに排水方針を決定できる準備が必要
②	他地方整備局からの応援（土地勘のない作業員）が多く、道路通行止めの影響も受け、排水地点に到着するまでに時間を要する。	現場作業員が必要とする情報の準備が必要
③	破堤地点や氾濫水の広がりの状況によって、緊急復旧車両と輻輳が想定される。	氾濫水の広がり方や緊急復旧作業の状況など、時系列に応じた排水対応が必要

計画精査・修正のポイント

①破堤地点や浸水範囲が分かり次第すぐにポンプ車の出動を決定するための資料として、
重要施設の立地状況・複数のアクセスルート案を整理　※アクセスルートは再精査を含む

②現場作業員が必要とする情報として、アクセスルートや車両待機候補箇所の情報に加え、
公共施設駐車場、PA・SA、燃料補給施設等、必要な情報を精査し、追加する。

③浸水域の解消状況と緊急復旧車両との輻輳を考慮した排水ポンプ車の配置案を整理

【そのほかの修正のポイント】

利根川上流部右岸側で破堤した場合（東京区部まで氾濫水が流下する場合）について、代表的な地点を対象に排水ポンプ車の設置候補箇所等を検討する。

2．利根川上流河川事務所の主な支援の取組み

7）取組No.47：排水作業準備計画（案）に関する検討

近年の洪水時の排水作業上の課題を踏まえた排水作業準備計画（案）の追加検討のイメージ

利根川上流河川事務所　排水作業準備計画図（広域図）

利根川上流左岸L3ブロック版（対象市町名：足利市・栃木市・佐野市・太田市・館林市・板倉町・明和町・大泉町

①アクセスルートについて、幅員の再確認、軌跡調査、アンダーパスの確認等により精査を行う。
破堤地点が異なり、浸水範囲が異なる場合にも対応可能な複数のアクセスルートについても検討する。

③詳細図に、緊急復旧車両との輻輳を考慮した排水ポンプ車の配置案を掲載する。
広域図に詳細図を重ね合わせて表示し、1枚に情報を集約した大判図面を作成する。

②アクセスルートや車両待機候補箇所の情報に加え、公共施設駐車場、PA・SA、燃料補給施設等、必要な情報を精査し、追加する。

利根川上流部右岸で破堤した場合（東京都区部まで氾濫水が流下する場合）の排水ポンプ車の設置案についても別途検討する。

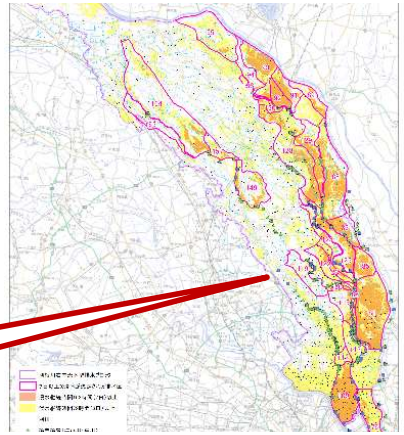

利根川上流部右岸で破堤した場合に長期的に浸水が継続するエリア（オレンジ色の範囲）

凡例
- 河川事務所
- 出張所
- 水防拠点
- 河川防災ステーション
- 高速道路
- 国道
- 都道府県道、市町村道

排水ポンプ車待機候補箇所
- 道の駅
- 都市公園
- 堤防乗入れ箇所
- 排水ポンプ車等設置候補箇所
- 破堤点
- 排水ポンプ車等進入ルート候補1
- 排水ポンプ車等進入ルート候補2
- 排水ポンプ車等進入ルート候補3
- 対象排水ブロック範囲

浸水深
- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域

名称	管理者名	種別	住所	電話	駐車場 大型	駐車場 普通車	駐車場 (計)
国営武蔵丘陵森林公園	関東地方整備局	都市公園	埼玉県比企郡滑川町山田1920	0493-57-2111	37	1662	1699
栃木県みかも山公園	栃木県		栃木県栃木市岩舟町下津原1747-1	0282-55-7272	26	813	839
吉見総合運動公園	埼玉県		埼玉県比企郡吉見町今泉141	0493-54-4701	-	376	376
熊谷スポーツ文化公園			埼玉県熊谷市上川上300	048-526-2004	0	0	2800
ごか	茨城県	道の駅	茨城県猿島郡五霞町幸主18-1	0280-84-1000	67	65	132
さかい			茨城県猿島郡境町1341-1	0280-87-5011	13	112	125
まくらがの里こが			茨城県古河市大和田2623	0280-23-2661	32	193	225
どまんなか たぬま	栃木県		栃木県佐野市吉水町366-2				
みかも			栃木県栃木市藤岡町大和田678				
思川			栃木県小山市大字下国府塚25-1				
アグリパークゆめすぎと	埼玉県		埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽8				
いちごの里よしみ			埼玉県比企郡吉見町大字久保田1				
おかべ			埼玉県深谷市岡688-1				
かわもと			埼玉県深谷市長在家1279-2				
はなぞの			埼玉県深谷市小前田458-1				
はにゅう			埼玉県羽生市大字上新郷7066				
童謡のふる里・おおとね			埼玉県加須市佐波258-1				

６）取組No.48：排水訓練の実施（排水ポンプ車の操作講習会の実施）

・災害発生時に、国土交通省が保有する災害対策用機械を迅速かつ確実に操作が行えるように、河川事務所職員、災害協定締結会社及び沿川自治体職員を対象に操作講習会を行った。

＜開催概要＞
日　時：令和元年6月20日（木）、21日（金）
場　所：母子島遊水地内
対象機械：排水ポンプ車、照明車、対策本部車、Ku-SAT
参加者：186人（2日間計）
災害協定締結会社　　１３７名（７４社）
沿川自治体（※）　　２６名（１２団体）
国土交通省職員　　２３名（利根川上流河川事務所他２事務所）
（※）自治体内訳
（茨城県）県土木、常総市、筑西市、五霞町、坂東市、守谷市、結城市
（群馬県）県土木、館林市、八千代町
（栃木県）県土木、足利市

照明車の操作講習の様子

対策本部車の操作講習の様子

排水ポンプ車の操作講習の様子

Ku-SATの操作講習の様子

3.今後の予定

3.今後の予定及びその他情報提供

(1)今後の予定（当面のスケジュールとフォローアップ）

・令和2年度は、取組を開始した平成28年度から当面の目標としてきた5ヵ年目にあたります。
　当初から進めてきた51取組については、達成・進捗状況を確認しながら、引き続き取組を継続・推進していきます。
・令和元年度に「緊急行動計画の改定を踏まえて追加した6取組等」については、令和3年度達成を当面の目標とします。

■令和元年度以降の予定

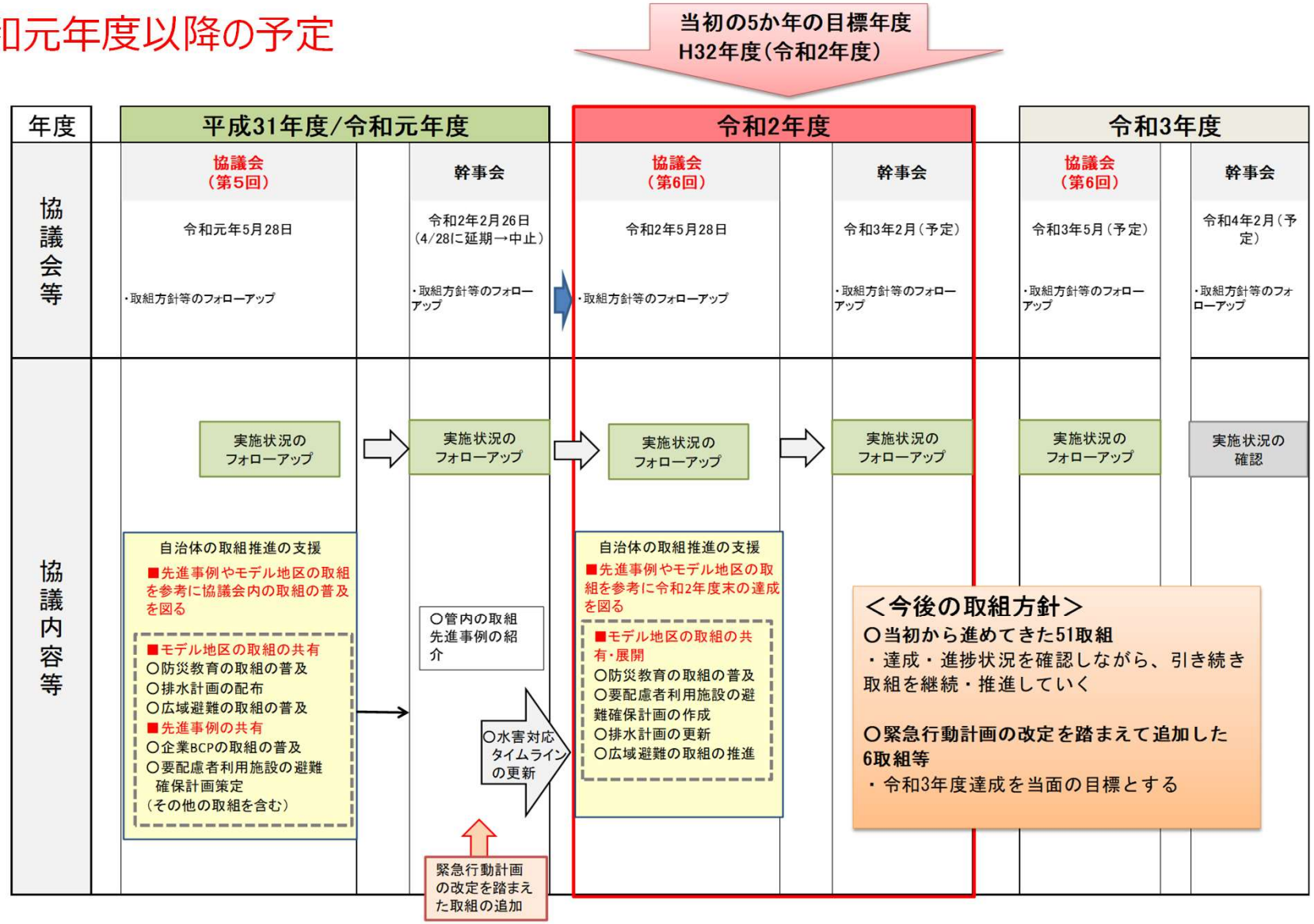

(2)今後の取組方針

◆今後の取組方針

・当初からの51取組については、当初目標の5ヵ年目として進捗状況を確認し、取組毎の進捗率や需要度を踏まえて取組を推進していきます。（【1】【2】【3】参照）

・令和元年度に「緊急行動計画の改定を踏まえて追加した取組」については、令和3年度を目標に取組を推進します。（【3】参照）

【１】進捗率が高くなった取組は、一過性で終わることなく、継続的に進めていくことが重要
継続的な取組について、関係機関で連携を図っていく
⇒ 例：No15住民等への情報伝達方法の改善、
No18避難場所・避難経路の再確認と改善、
No31水防災に関する説明会や避難訓練の実施、
No40関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施

【２】取組の重要度を踏まえた優先順位で検討を推進
・水防法で位置づけられている「No20要配慮者利用施設の避難確保計画作成」や「No26広域避難を考慮したハザードマップの作成」等の優先度を高く設定し、取組を推進していく

【３】当初からの取組のうち進捗率が低い取組や緊急行動計画の改定を踏まえて追加した取組について
引き続き進捗度向上に向けて取組方法の改善を図る
⇒ ①当初からの取組の例：タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
教員を対象とする講習会　など
②緊急行動計画の改定を踏まえて追加した取組の例：
共助の仕組みの強化
適切な土地利用の推進